

## 北海道地方競馬に関するきゅう舎認定要領の運用についての改正【新旧対照表】

旧

新

### 第1 総則

認定きゅう舎の認定に関し必要な事項は、北海道地方競馬認定きゅう舎認定要領（以下「要領」という。）に定めるほか、この運用によるものとする。

### 第2 認定きゅう舎における警備等

1 調教師は、認定きゅう舎及び預託馬の安全を確保するため、要領第3の3に掲げる事項に関する認定きゅう舎の警備等を自ら行うとともに、以下に該当する者の出入りを拒否しなければならない。

（1）北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年8月25日付け規則第64号。以下「施行規則」という。）第87条第2項各号に掲げる者。

（2）北海道地方競馬の競馬開催日において、第1競走発走時刻1時間前から最終競走終了までの間に出入りする者。

ただし、以下に該当するときはこの限りでない。

ア 調教師が必要と認めその責任において許可したとき

イ 認定きゅう舎の所有者が必要とする場合において、調教師の合意を得て許可したとき

ウ その他、特に北海道競馬事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めるとき

2 調教師は、認定きゅう舎及び預託馬に異常を生じ、これらの安全が損なわれ

### 第1 総則

認定きゅう舎の認定に関し必要な事項は、北海道地方競馬認定きゅう舎認定要領（以下「要領」という。）に定めるほか、この運用によるものとする。

### 第2 認定きゅう舎における警備等

1 調教師は、認定きゅう舎及び預託馬の安全を確保するため、要領第3の3に掲げる事項に関する認定きゅう舎の警備等を自ら行うとともに、以下に該当する者の出入りを拒否しなければならない。

（1）北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年8月25日付け規則第64号。以下「施行規則」という。）第87条第2項各号に掲げる者。

（2）北海道地方競馬の競馬開催日において、第1競走発走時刻1時間前から最終競走終了までの間に出入りする者。

ただし、以下に該当するときはこの限りでない。

ア 調教師が必要と認めその責任において許可したとき

イ 認定きゅう舎の所有者が必要とする場合において、調教師の合意を得て許可したとき

ウ その他、特に北海道競馬事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めるとき

2 調教師は、認定きゅう舎及び預託馬に異常を生じ、これらの安全が損なわれ

## 旧

るおそれがあると認められたとき、又は前号（１）に該当する者が認定きゅう舎に出入りしたとき、若しくは出入りしようとしたときは、直ちにその旨を所長に届出なければならない。

- 3 調教師は、面会及び警備日報（別紙様式１）に本通達第２の１及び２に関する事項等を記録し、保管するとともに所長の求めに応じて提出しなければならない。
- 4 調教師は、認定きゅう舎の出入口の見えやすい場所に、「管理者の許可なくして構内に入ることを禁止する」旨の立て看板を設置すること。
- 5 調教師は、馬の輸送を依頼した馬輸送業者等に対し、北海道内地方競馬における競走馬等の衛生対策指針等及び北海道地方競馬における競走馬の防疫の取扱いを遵守させなくてはならない。

### 第３ 認定きゅう舎における馬の入退きゅう等

- 1 調教師が、認定きゅう舎に馬を入きゅうさせようとするときは、北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和４９年４月１日付け規則第２８号。以下「管理規則」という。）第７条第１項各号及び北海道地方競馬に関する指示書第２馬場管理委員の指示に掲げる事項のほか、以下の要件に該当する馬でなければ入きゅうさせてはならない。

（１）管理規則第７条第１項３号に定める書類は、競走馬預託契約書及び馬主の印鑑証明証であること。

## 新

るおそれがあると認められたとき、又は前号（１）に該当する者が認定きゅう舎に出入りしたとき、若しくは出入りしようとしたときは、直ちにその旨を所長に届出なければならない。

- 3 調教師は、面会及び警備日報（別紙様式１）に本通達第２の１及び２に関する事項等を記録し、保管するとともに所長の求めに応じて提出しなければならない。
- 4 調教師は、認定きゅう舎の出入口の見えやすい場所に、「管理者の許可なくして構内に入ることを禁止する」旨の立て看板を設置すること。
- 5 調教師は、馬の輸送を依頼した馬輸送業者等に対し、北海道地方競馬における競走馬の防疫対策要領を遵守させなくてはならない。

### 第３ 認定きゅう舎における馬の入退きゅう等

- 1 調教師が、認定きゅう舎に馬を入きゅうさせようとするときは、北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和４９年４月１日付け規則第２８号。以下「管理規則」という。）第７条第１項各号及び北海道地方競馬に関する指示書第２馬場管理委員の指示に掲げる事項のほか、以下の要件に該当する馬でなければ入きゅうさせてはならない。

（１）管理規則第７条第１項３号に定める書類は、競走馬預託契約書及び馬主の印鑑証明証であること。

## 旧

- ( 2 ) 管理規則第 7 条第 1 項 6 号に定める証明書は、北海道内地方競馬における衛生対策指針等及び北海道内地方競馬における競走馬の防疫の取扱いによるものであること。
- 2 調教師が、認定きゅう舎に馬を入きゅう又は認定きゅう舎から馬を退きゅうさせようとするときは、以下の手続等によらなければならない。
- ( 1 ) 所定の事項を記載した認定きゅう舎入退きゅう届(別紙様式 2)を、その都度、所長に提出すること。
- ( 2 ) 認定きゅう舎に入きゅう馬が到着したときは、調教師自ら又はその責任において指定きゅう務員に指示し、個体の確認並びに健康状態を検査するとともに、当該個体に係る馬健康証明手帳の伝染性疾病の検査及び予防注射証明が、前号( 2 )の要件を満たすものであるかを確認し、入きゅうを認めること。
- 3 調教師が、認定きゅう舎に馬を入きゅう又は認定きゅう舎から馬を退きゅうさせたときは、認定きゅう舎入退きゅう整理簿(別紙様式 3)に所定の事項を記録し、保管するとともに所長の求めに応じて提出しなければならない。
- 4 調教師が、認定きゅう舎の預託馬を当日の競走に出走させるため、競馬場に入きゅう又は競馬場から退きゅうさせるときは、以下の手続等によらなければならない。
- ( 1 ) 出走馬が当該競走の終了後に認定きゅう舎に帰きゅうする場合を除き、管

## 新

- ( 2 ) 管理規則第 7 条第 1 項 6 号に定める証明書は、北海道地方競馬における競走馬の防疫対策要領によるものであること。
- 2 調教師が、認定きゅう舎に馬を入きゅう又は認定きゅう舎から馬を退きゅうさせようとするときは、以下の手続等によらなければならない。
- ( 1 ) 所定の事項を記載した認定きゅう舎入退きゅう届(別紙様式 2)を、その都度、所長に提出すること。
- ( 2 ) 認定きゅう舎に入きゅう馬が到着したときは、調教師自ら又はその責任において指定きゅう務員に指示し、個体の確認並びに健康状態を検査するとともに、当該個体に係る馬健康証明手帳の伝染性疾病の検査及び予防注射証明が、前号( 2 )の要件を満たすものであるかを確認し、入きゅうを認めること。
- 3 調教師が、認定きゅう舎に馬を入きゅう又は認定きゅう舎から馬を退きゅうさせたときは、認定きゅう舎入退きゅう整理簿(別紙様式 3)に所定の事項を記録し、保管するとともに所長の求めに応じて提出しなければならない。
- 4 調教師が、認定きゅう舎の預託馬を当日の競走に出走させるため、競馬場に入きゅう又は競馬場から退きゅうさせるときは、以下の手続等によらなければならない。
- ( 1 ) 出走馬が当該競走の終了後に認定きゅう舎に帰きゅうする場合を除き、管

## 旧

理規則第7条第2項に定める競走馬入退きゅう届を所長に提出すること。

(2) 出走馬は、北海道地方競馬開催執務委員長(以下「委員長」という。)が指定した時刻までに競馬場へ到着させること。

(3) 出走馬が競馬場に到着したときは、所定の場所で検査を受けた後、所定の馬房で待機させること。

### 第4 認定きゅう舎からの馬の出走申込等

馬主又は馬主から馬の預託を受けた調教師が認定きゅう舎から馬を出走させようとするときは、施行規則第25条、同第30条から第32条及び同第35条から第36条並びに北海道地方競馬に関する指示書第4番組編成委員の指示((2)及び(3)の二は除く。)に掲げる事項を遵守しなければならない。

### 第5 認定きゅう舎からの馬の出走等

調教師は、馬を競走当日に認定きゅう舎から競馬場に入りゅうし、又は出走日から起算して4日以内に主催者の管理するきゅう舎に入りゅうし出走させようとする場合にあっては、認定きゅう舎又は主催者の管理するきゅう舎に入りゅうした期間が出走日から起算して11日以上なければならない。

なお、調教師は、馬を上記により出走させる場合にあっては、出走投票日まで認定きゅう舎出走事前届出書(別紙様式4)を委員長に提出しなければならない。

## 新

理規則第7条第2項に定める競走馬入退きゅう届を所長に提出すること。

(2) 出走馬は、北海道地方競馬開催執務委員長(以下「委員長」という。)が指定した時刻までに競馬場へ到着させること。

(3) 出走馬が競馬場に到着したときは、所定の場所で検査を受けた後、所定の馬房で待機させること。

### 第4 認定きゅう舎からの馬の出走申込等

馬主又は馬主から馬の預託を受けた調教師が認定きゅう舎から馬を出走させようとするときは、施行規則第25条、同第30条から第32条及び同第35条から第36条並びに北海道地方競馬に関する指示書第4番組編成委員の指示((2)及び(3)の二は除く。)に掲げる事項を遵守しなければならない。

### 第5 認定きゅう舎からの馬の出走等

1 調教師は、馬を競走当日に認定きゅう舎から競馬場に輸送し、又は出走日から起算して4日以内に主催者の管理するきゅう舎に入りゅうし出走させようとする場合にあっては、認定きゅう舎又は主催者の管理するきゅう舎に入りゅうした期間が出走日から起算して11日以上なければならない。

「削除」

旧

新

2 調教師は、馬を前号により出走させる場合にあっては、以下の手続等によらなければならない。

(1) 認定きゅう舎在きゅう馬出走予定表(別紙様式4)に当該開催回に係る出走予定馬について、必要事項を記載し、更正番組の発表日までに所長の指定する北海道地方競馬の開催執務委員(以下「執務委員」という。)に提出すること。

(2) 認定きゅう舎出走馬輸送申出書(別紙様式5)に当該出走投票に係る出走馬について、必要事項を記載し、出走投票時に執務委員に提出すること。

(3) 認定きゅう舎出走馬調教日誌(別紙様式6)に当該出走投票に係る出走馬について、必要事項を記載し、各馬の出走日の3日前までに執務委員に提出すること。

3 前号(1)から(3)の執務委員は、馬場管理委員を指定する。